



平成 29 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 昌 宏
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

元代表取締役社長等の議決権行使（委任）に関するお知らせ

当社は、来る平成 29 年 3 月 24 日開催予定の当社第 13 回定時株主総会において、当社の元代表取締役社長の池田元英氏及び同氏の同族が保有する当社株式に係る議決権行使について、当社が指名した第三者に対して撤回不能のものとして一任されましたので、お知らせいたします。

記

平成 27 年 8 月 6 日付「前代表取締役社長及び前取締役会長との合意について」にてお知らせしましたとおり、当社は、元代表取締役社長である池田元英氏（以下「池田氏」という。）と、同氏及び同氏の同族が保有する当社株式について、平成 27 年 12 月末日までに当社の議決権総数に対する議決権割合が合計 10%未満となるまで本株式の持株比率を低減することができない場合には、同日以降、実現するまでの間に開催される当社の株主総会（定時株主総会のみならず、臨時株主総会も含む）における本株式にかかる議決権行使について、当社の指名する第三者に対し撤回不能のものとして一任することで合意を得ております。

平成 28 年 12 月 31 日現在、池田氏及び同氏の同族の議決権比率は、18.958%（池田氏の議決権比率は 9.479%、同氏の同族の議決権比率は 9.479%）となっており、本合意の「議決権割合の合計 10%未満」には達しておりません。

従って、本合意内容に基づき、平成 29 年 3 月 24 日開催予定の当社第 13 回定時株主総会における池田氏及び同氏の同族の議決権行使は、当社が指名した第三者に対して撤回不能のものとして一任されることとなり、本日、池田氏及び同氏の同族より、同株主総会における全議案について議決権を行使する権限を同第三者に委任する旨の委任状が、当社が指名した第三者へ提出されました。

当社は、池田氏及び同氏の同族とは特別な利害関係がない株主を適切な第三者として指名いたしました。その属性情報につきましては、非開示とさせていただきます。

池田氏及び同氏の同族の持株比率の低減につきましては、引き続き、適切な第三者が取得する方法を池田氏に求めてまいります。低減方法及び実施時期につきましては、決定次第、速やかに適時開示いたします。

以 上